

令和6年10月25日(金)	資料5
令和6年度地域・職域連携推進関係者会議	

# 地域・職域連携を一步すすめるために

厚生労働科学研究班「健康寿命延伸につながる地域・職域連携推進のための研究」(研究分担者) 研究代表: 津下一代 (女子栄養大学)

浜松医科大学 渡井いずみ

# 本日の流れ

- 地域・職域連携とは
- 地域・職域連携推進ガイドライン
- 研究班のこれまでの知見
- 令和6～8年度の地域・職域連携推進研究
- 各自治体における地域・職域連携事業を次のステップに進めるためには

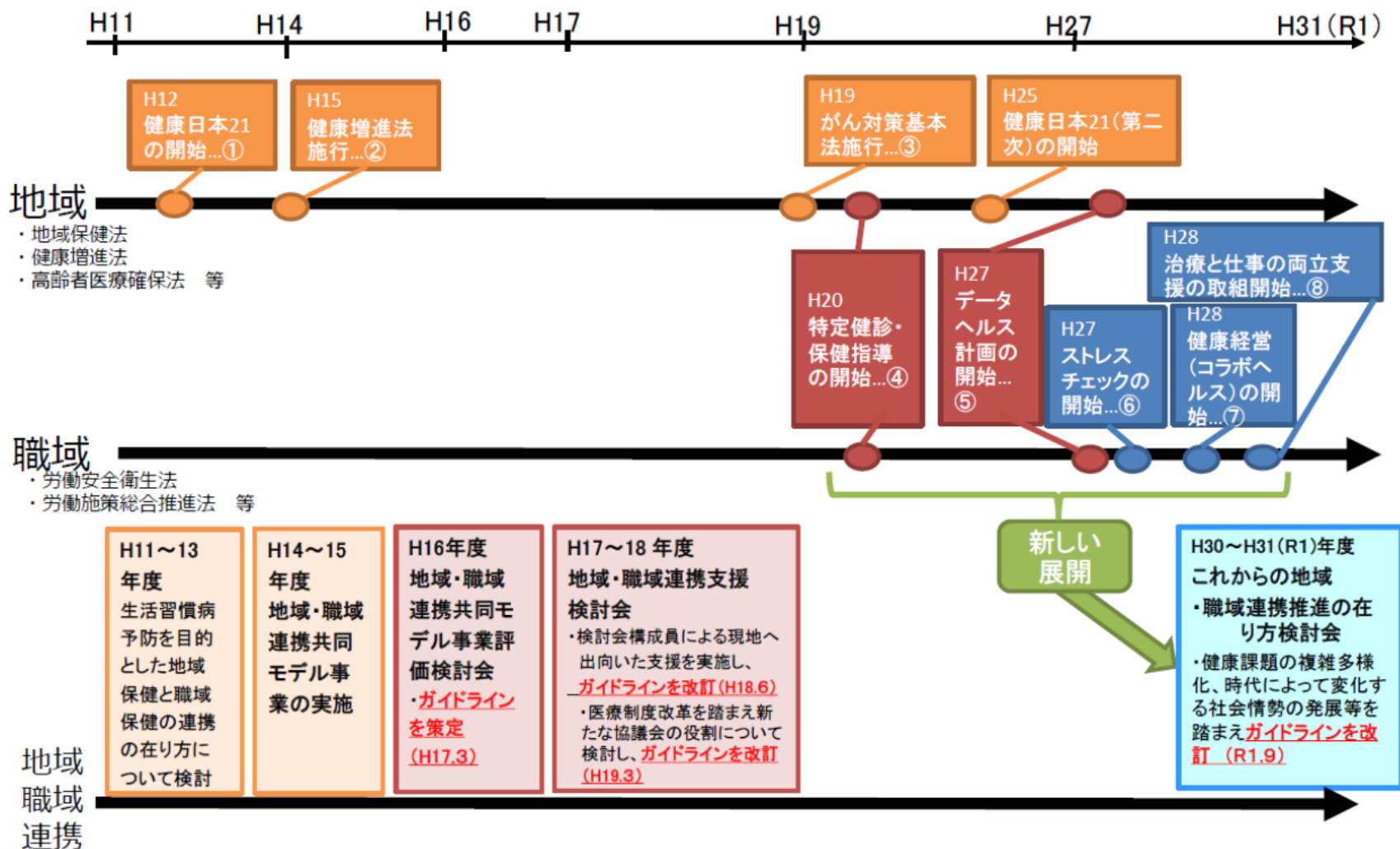
# 本日の流れ

- 地域・職域連携とは
- 地域・職域連携推進ガイドライン
- 研究班のこれまでの知見
- 令和6～8年度の地域・職域連携推進研究
- 各自治体における地域・職域連携事業を次のステップに進めるためには

# 地域・職域連携とは

- 地域・職域連携推進事業
  - 青壮年・中年期からの継続した生活習慣病予防対策が目的
  - 平成11～13年度: 厚生労働省「生活習慣病予防を目的とした地域保健と職域保健の連携の在り方について」委員会で検討開始
  - 平成14～17年度 地域・職域連携共同モデル事業の実施
  - 平成17年3月「地域・職域連携推進ガイドライン」を公表
  - 平成18年3月 同「ガイドライン」の改訂
  - 令和元年9月 同「ガイドライン」の改訂

# 平成における地域・職域連携の流れ



# 地域・連携推進ガイドライン (令和元年版)

- I. 地域・職域連携の基本的理念
- II. 地域・職域連携推進協議会の効果的な運営
- III. 地域・職域連携の企画・実施
- IV. 具体的な取組に向けた工夫

## 資料

1. 地域・職域連携協議会活動状況報告書
2. 他の健康関係の協議会等との連携の在り方
3. 地域・職域連携推進協議会の成長イメージ
4. 地域・職域連携推進事業のスケジュール管理の例
5. 地域・職域連携推進事業の具体的取組例

# 地域・職域連携の基本的理念

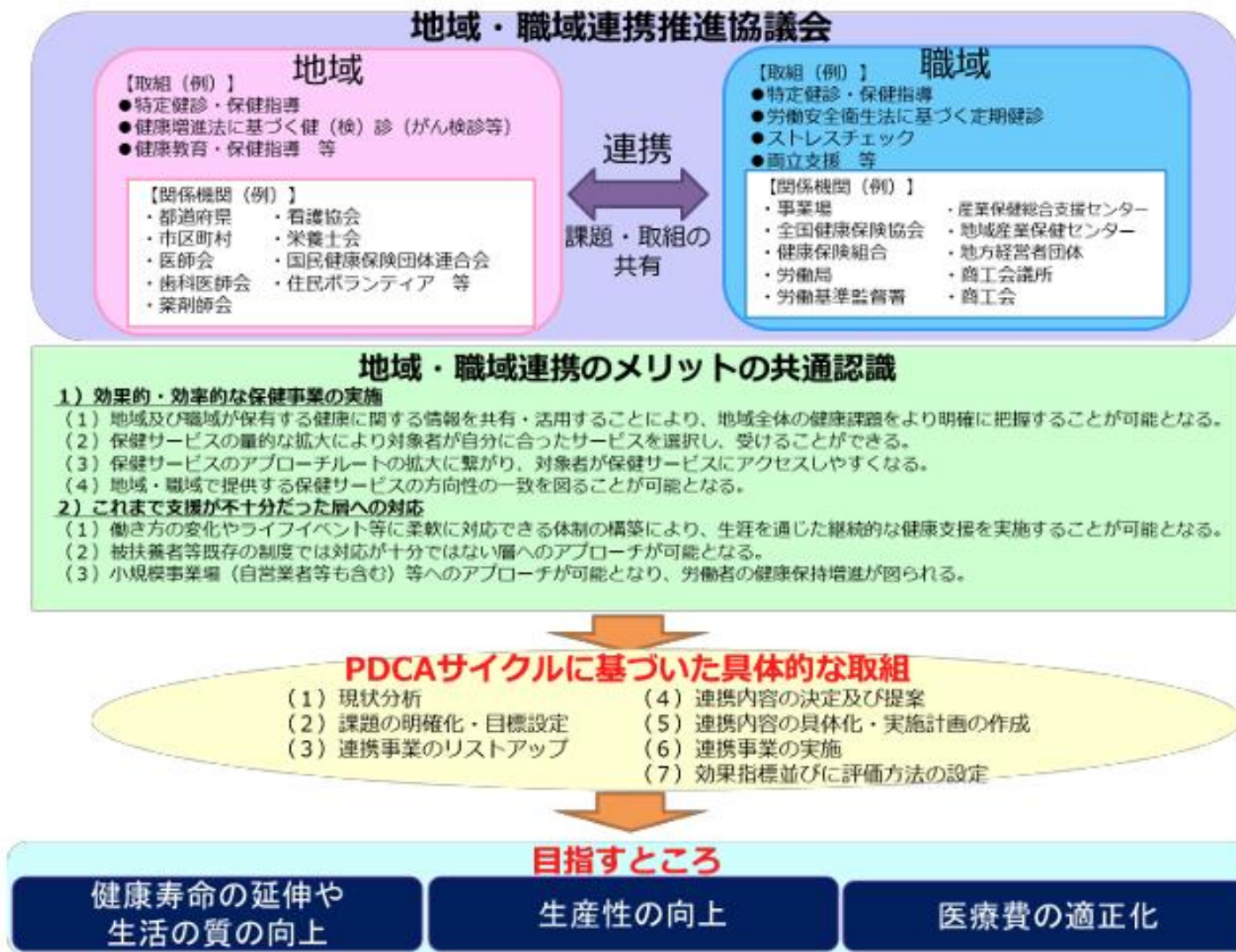
## 2. 地域・職域連携のメリット

- ◆ 地域及び職域が保有する健康情報の共有・活用により、地域全体の健康課題がより明確に把握することが可能
- ◆ 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる
- ◆ 保健サービスのアプローチルートの拡大につながり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- ◆ 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能。
- ◆ これまで支援が不十分だった層への対応
  - 働き方の変化や退職等のライフイベント等への柔軟な対応体制の構築
  - 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチ
  - 小規模事業場等へのアプローチ



健康寿命の延伸、QOLの向上、健康経営を通じた生産性の向上、医療費の適正化

# 地域・職域連携の意義

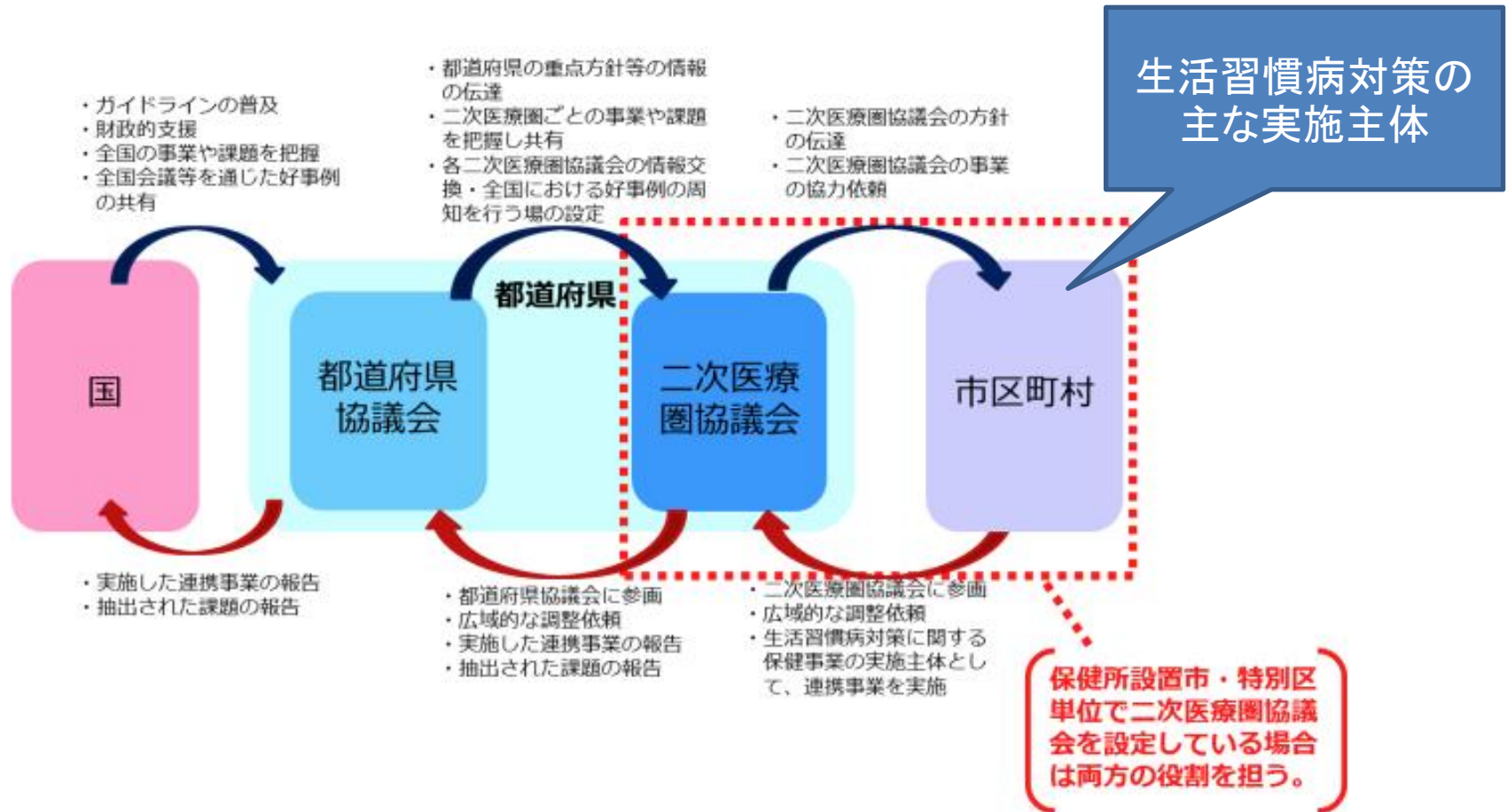




## Ⅱ.地域・職域連携推進協議会の効果的な運営

- ◆ 都道府県および二次医療圏単位に設置
- ◆ 地域・職域連携推進事業の企画・実施・評価等の中核的な役割
- ◆ 各地方公共団体の健康増進計画の推進に寄与することを目的とする
- ◆ 連携事業を円滑に推進するために、必要に応じて事業担当者によるワーキンググループ等を設置することが望ましい。

# 地域・職域連携推進における 国・都道府県・市区町村の関係



出典: 図5 地域・職域連携推進における国・都道府県・市区町村の関係  
(地域・職域連携推進ガイドライン 令和元年度改訂版)

# 都道府県協議会・二次医療圏協議会の役割

都道府県協議会	二次医療圏協議会
<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域保健、職域保健の広域的観点での連携により体制整備を図る</li><li>• 都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策等を競技することにより、管内の関係者による連携事業の計画、実施、評価の推進的役割を担う</li><li>• 関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う</li><li>• 地域及び職域における保健事業担当者の資質向上を図るための研修会を実施する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となる体制を構築する</li><li>• 会議の実施にとどまらず、具体的な取組の実施にまでつなげていく</li><li>• 地域における関係機関への情報提供、連絡調整、健康関連の情報収集、ニーズ把握等を行い、地域特性に応じた健康課題を解決するための連携事業の計画、実施、評価等を行う</li></ul>

# 協議会の構成機関(例)

## < 地域 >

1. 都道府県
2. 保健所
3. 市区町村
4. 国民健康保険団体連合会
5. 医師会/歯科医師会/薬剤師会/看護協会/栄養士会等関係団体
6. 住民ボランティア

## < 職域 >

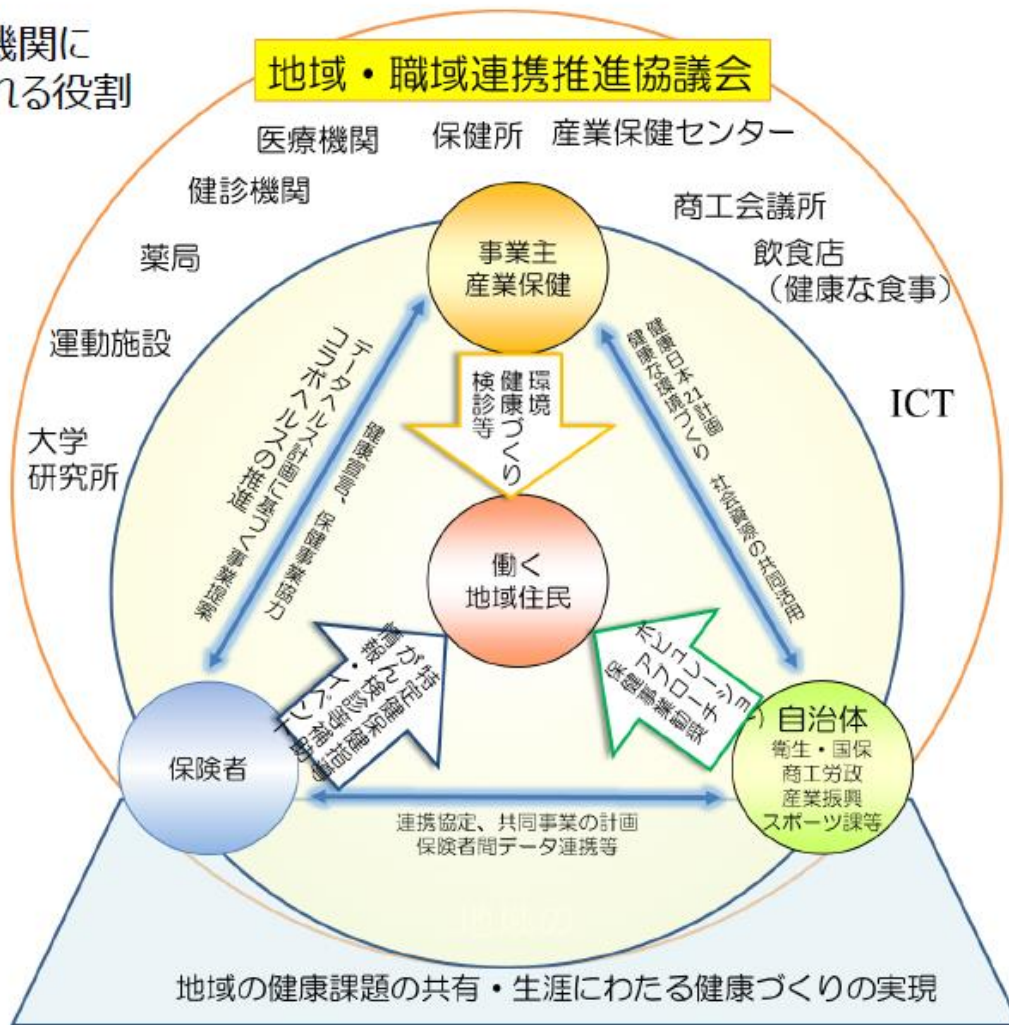
1. 労働局(都道府県単位)
2. 労働基準監督署
3. 産業保健総合支援センター(都道府県単位)
4. 地域産業保健センター
5. 保険者
6. 事業場
7. 地方経営者団体/商工会議所/商工会

## 健診機関

学識経験者(産業保健、公衆衛生、公衆衛生看護等)

# 協議会の構成機関に期待される役割

協議会の構成機関に  
期待される役割



イメージ図  
Tsushita

# 構成機関に期待される役割

機関名	期待される役割の例
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県協議会の事務局の設置（保健衛生担当部門等）</li> <li>・都道府県単位の連携推進事業の企画立案・実施・評価についての中心的な役割</li> <li>・保健衛生部門を中心とした国民健康保険部門、商工労働部門等との庁内連携</li> <li>・二次医療圏協議会単位の事業及び課題の把握と取組の支援</li> </ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次医療圏協議会の事務局の設置</li> <li>・二次医療圏単位の連携推進事業の企画立案・実施・評価についての中心的な役割</li> <li>・連携事業を進める上での窓口機能</li> </ul>
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職域も対象とした地域・職域連携推進事業の実施</li> <li>・保健衛生部門を中心とした国民健康保険部門、商工労働部門等との庁内連携</li> <li>・地域・職域連携推進事業への協力</li> <li>・市区町村が保有する健康に関する情報の提供</li> </ul>
労働局 (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準、労働衛生に関する情報の提供</li> <li>・保健指導や出前講座等の事業に関する関係機関の紹介、イベント等の共同実施</li> </ul>
労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準、労働衛生に関する情報の提供</li> <li>・地域・職域連携推進協議会からの情報を事業場に提供</li> <li>・事業場、労働者等を対象とした調査を企画した際の周知</li> <li>・労働基準監督署主催の説明会等での健康教育の場の提供</li> </ul>
産業保健 総合支援センター (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働衛生・産業保健に関する研修及び情報の提供</li> <li>・地域・職域連携推進協議会からの情報を提供</li> <li>・事業場、労働者等を対象とした調査を企画した際の周知</li> <li>・保健指導や出前講座等の事業に協力する関係機関の紹介、イベント等の共同実施</li> </ul>
地域産業保健 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働衛生・産業保健に関する情報の提供</li> <li>・地域・職域連携推進協議会からの情報を提供、講演会、イベント等の周知</li> </ul>



# 構成機関に期待される役割

機関名	期待される役割の例
保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村がん検診と特定健診の共同実施</li> <li>・データヘルス計画や業種別健康情報等健康に関する情報の提供</li> <li>・健康宣言事業所等健康づくりに取り組んでいる事業所の紹介、アンケートの協力</li> <li>・地域・職域連携推進協議会からの情報を加入事業所に提供、・講演会、イベント等の共同実施</li> <li>・保険者が感じている課題の協議会への提案、研修会の共同実施や定期的打ち合わせ会の実施</li> </ul>
国民健康保険団体 連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、イベント等の共同実施、・保険者が感じている課題の協議会への提案</li> <li>・専門職の研修会の共同実施や定期的打ち合わせ会の実施</li> </ul>
事業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場において重点的に取り組むべき健康課題の把握、</li> <li>・労働者に向けた地域保健に関する情報の提供</li> <li>・地域保健と共同した健康関連イベントへの協力、・企業が保有する運動施設等を地域住民に開放</li> </ul>
地方経営者団体 商工会議所・ 商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業者への保健事業に関する情報の提供、事業者への健康に関するアンケートの共同実施</li> <li>・講演会、イベント等の共同実施、・会員事業者が保有する運動施設等の地域への提供の呼び掛け</li> <li>・産業保健師等専門職の研究会や定期的打ち合わせ会の共同実施</li> </ul>
協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員等への保健事業に関する情報の提供、・組合員への健康に関するアンケートの共同実施</li> <li>・講演会、イベント等の共同実施</li> </ul>
医師会・歯科医師 会・薬剤師会・看護 協会・栄養士会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職域連携推進協議会からの情報を会員に提供</li> <li>・地域・職域連携推進事業（講演会、健康教育、健診、保健指導等）への協力を会員に依頼</li> <li>・地域・職域連携推進事業への人的資源の紹介</li> </ul>
健診機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者全体の健康課題に関する情報の提供</li> <li>・地域・職域連携推進事業（講演会、健康教育、健診、保健指導等）への協力</li> </ul>
住民ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職域連携推進事業への協力</li> </ul>
学識経験者（産業 保健、公衆衛生 等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会におけるデータ収集や分析に対する支援、・連携事業への効果的なアプローチ方法の提案</li> <li>・協議会運営に関する客観的な評価や助言</li> </ul>

# 静岡県内の二次医療圏域(8圏域)

二次医療圏域(構想区域)図





# 静岡県 の 地域・職域連携推進体制

## ふじのくに健康増進計画の推進体制

県・協議会の役割

### ふじのくに健康増進計画推進協議会

(生活習慣病予防対策連絡会)

- ・健康増進計画の策定、推進及び評価
- ・領域別計画の協議内容を総括し、全体的観点から協議

### 特定健診・特定保健指導推進協議会

(地域・職域連携推進協議会)

- ・特定健診等の実施方策、評価、データの活用等について協議
- ・生活習慣病の発症予防早期発見と重症化予防について協議

#### 食育部会

- ・食育の推進
- ・食育推進計画に関する協議

#### 運動・身体活動 推進部会

- ・運動・身体活動の推進等

#### 休養・こころ部会

- ・こころの健康の推進等

#### たばこ・アルコール ・薬物部会

- ・たばこ対策の推進等

#### 歯科保健部会

(静岡県民の歯や口の健康づくり会議)

- ・歯科保健の推進
- ・歯科保健計画に関する協議  
計画の策定、評価等

#### 生活習慣病連絡会

(二次医療圏地域・職域連携推進協議会)

- ・各地域における健康増進計画の推進等

賀茂

熱海

東部

御殿場

富士

中部

西部

各地域の実情に応じて、「重症化予防連絡調整会議」、「食育連絡会」、「たばこ対策地域連携会議」、「圏域歯科会議」、「健康づくり推進連絡会」を開催  
※各会議を兼ねる場合がある

各保健所に  
二次医療圏域協議会

#### 【参考】各会議の根拠法

- ふじのくに健康増進計画推進協議会  
健康増進法第9条
- 特定健診・特定保健指導推進協議会  
高齢者医療確保法第19条
- 地域・職域連携推進協議会  
地域保健法第4条、健康増進法第9条

領域別に進める健康づくり

地域別の健康課題解決と  
特長をいかした健康づくり

健康寿命の延伸を目指す健康づくり / 地域の場の力を活用した健康づくり

# 静岡県各協議会の概要

協議会名	内 容	構成員
ふじのくに健康増進計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康増進計画の策定</li> <li>○健康増進計画の推進</li> <li>○健康増進計画の評価及び見直し</li> <li>○その他県民の健康づくりに関すること</li> </ul> <p>※生活習慣病予防対策連絡会を兼ねる</p>	<p>■委員数（21人）</p> <p>市長会、町村会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、保健師会、理学療法士会、全国健康保険協会静岡支部、しずおか健康長寿財団、健康づくり食生活推進協議会、産業保健総合支援センター、厚生農業協同組合連合会、コミュニティ推進協議会、商工会議所連合会、商工会連合会、学識経験者</p>
ふじのくに健康増進計画推進協議会各部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状分析及び健康課題の明確化</li> <li>○健康増進計画の目標及び指標</li> <li>○健康づくりの推進方策</li> <li>○その他県民の健康づくりに関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食育部会（7人）</li> <li>○運動・身体活動部会（8人）</li> <li>○休養・こころ部会（4人）</li> <li>○たばこ・アルコール・薬物部会（5人）</li> <li>○歯科保健部会（10人）</li> </ul> <p>※各部会は、関係団体、市町の代表、学識経験者等で構成</p>
特定健診・特定保健指導推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診及び特定保健指導の実施方策</li> <li>○特定健診等の評価</li> <li>○特定健診等のデータの活用</li> <li>○データヘルス計画</li> </ul> <p>※<u>地域・職域連携推進協議会</u>を兼ねる</p>	<p>■委員数（11人）</p> <p>医師会、歯科医師会、看護協会、全国健康保険協会静岡支部、健康保険組合連合会静岡連合会、国民健康保険団体連合会、3市町</p>
各 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7つの健康福祉センター毎に、「生活習慣病連絡会(二次医療圏地域・職域連携推進協議会)」を設置。</li> <li>○各地域の実情に応じて、「重症化予防連絡調整会議」、「食育連絡会」、「たばこ対策地域連携会議」、「圏域歯科会議」、「健康づくり推進連絡会」を開催</li> </ul>	

# 地域・職域連携協議会の成長イメージ

二次医療圏協議会

連携

都道府県協議会

レベル1  
(協議会の開催)

レベル1-① 地域・職域連携推進協議会が開催されている。

レベル1-② 協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組について報告し、意見交換を行っている。

レベル2-① 協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組に基づき課題意識を共有し、連携した取組が実施されている。

レベル2-② 各関係者が保有するデータを集めて分析し、地域特有の課題を特定した上で、関係者が連携して具体的な取組を行っている。

レベル2-③ 協議会独自の調査を実施するなど更なる課題の明確化を行い、都道府県全体の方針と一体的な取組を行っている。

レベル2  
(具体的な取組の実施)

レベル3  
(自立的かつ継続的な取組の実施)

レベル3 具体的な取組を行うために必要な予算や人員を確保し、自立的かつ継続的に実施している。

今後の方向性

- ・ 都道府県の重点方針等の伝達
  - ・ 二次医療圏協議会の活動状況（抽出された健康課題や実施した連携事業、評価等）の把握
  - ・ 二次医療圏において抽出された課題の整理
  - ・ 他の協議会の取組事例等の共有
- 等を通じて二次医療圏協議会で具体的な展開ができるよう支援する。

出典: 地域・職域連携協議会の成長イメージ  
(地域・職域連携推進ガイドライン 令和元年度改訂版)

# 本日の流れ

- 地域・職域連携とは
- 地域・職域連携推進ガイドライン
- **研究班のこれまでの知見**
- **令和6～8年度の地域・職域連携推進研究**
- 各自治体における地域・職域連携事業を次のステップに進めるためには

# 令和4～5年度の研究班の成果

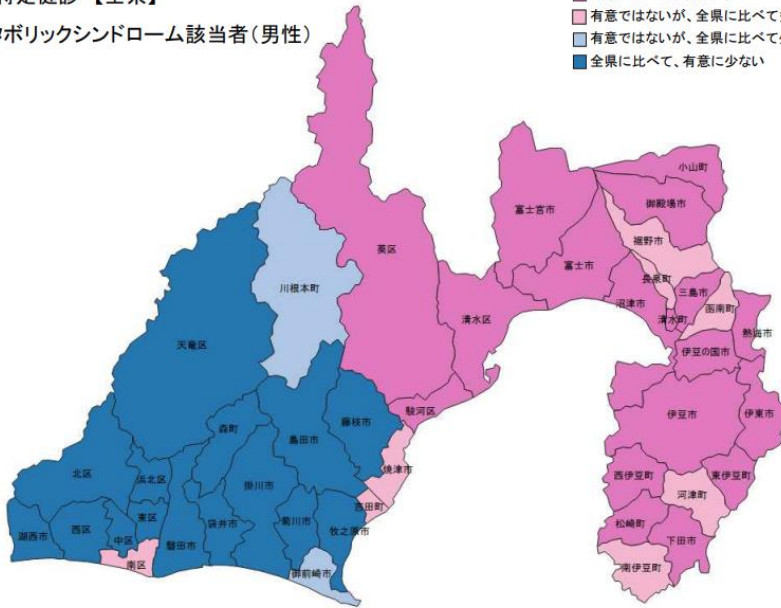
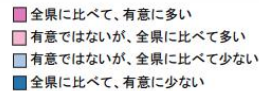
- 二次医療圏単位の地域課題を明確にするための特定健診データベースの構築
- 地域・職域連携推進の体制構築
- 地域・職域連携事業におけるICT活用推進

# 職域データを含めた地域の健康課題の抽出 ～静岡県の実践～

- 特定健診のデータ分析
- 国保、協会けんぽ、単一健保や総合健保の特定健診データを統合して市町村ごとに視覚化

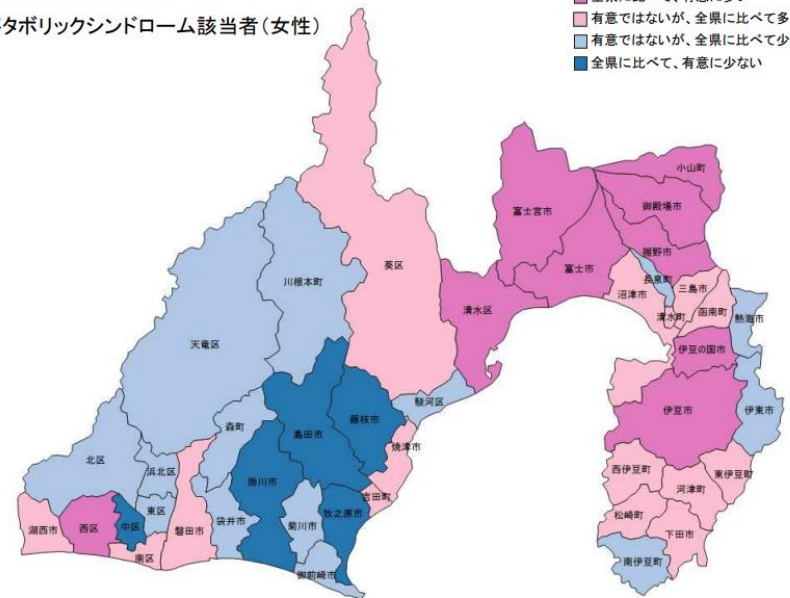
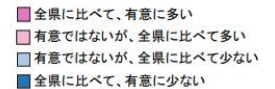
R1特定健診【全県】

メタボリックシンドローム該当者(男性)



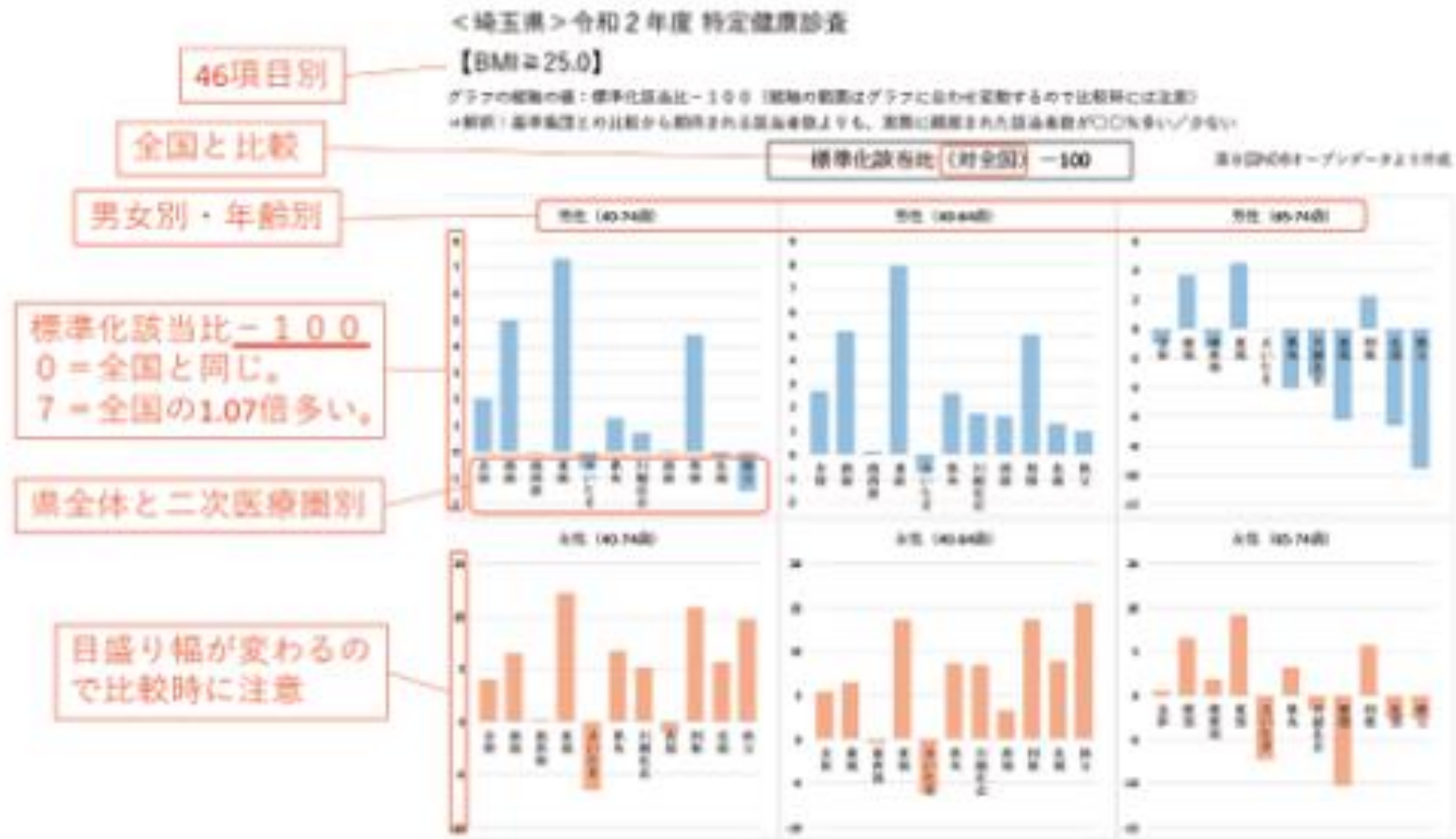
R1特定健診【全県】

メタボリックシンドローム該当者(女性)





# 特定健康診査データを用いた 二次医療圏別の分析(標準化該当比率 対全国)



▶図3-1 <埼玉県>令和2年度特定健康診査【BMI≧25.0】(全国と比較)

# 二次医療圏単位の地域課題を明確化 NDBデータの圏域別分析

HOME 新着記事一覧 ワークショップ関連 研究班 特定保健指導関連 主な研究業績 研究班専用

## 健康寿命延伸につながる地域・職域連携の推進のための研究

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）令和6年度～8年度



ワークショップ関連情報

NEW

**(地域・職域連携推進研究班) 二次医療圏別主要死因別SMRの推移2013～2022年** はこちらからダウンロードしていただけます



二次医療圏別主要死因別SMRの推移2013～2022年

59 MB

176 downloads

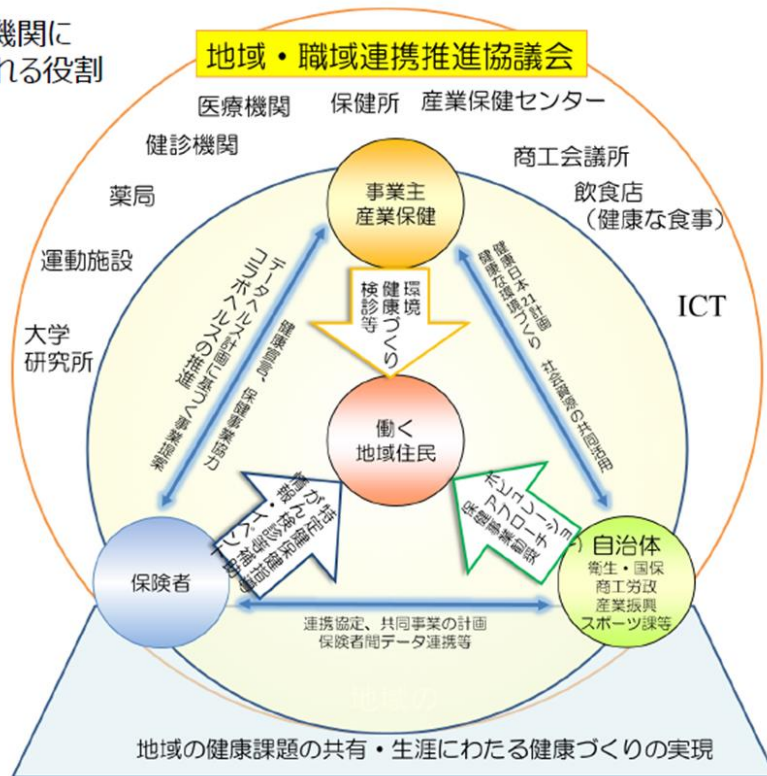
ダウンロード



# 地域・職域連携協議会の役割 (関連機関が集うプラットフォーム)

## 協議会の構成メンバー

協議会の構成機関に  
期待される役割



イメージ図  
Tsushita

地域の健康課題の共有・生涯にわたる健康づくりの実現

改訂版

健康日本21(第三次)を踏まえて

## 地域・職域連携 推進事業の 新たなる展開

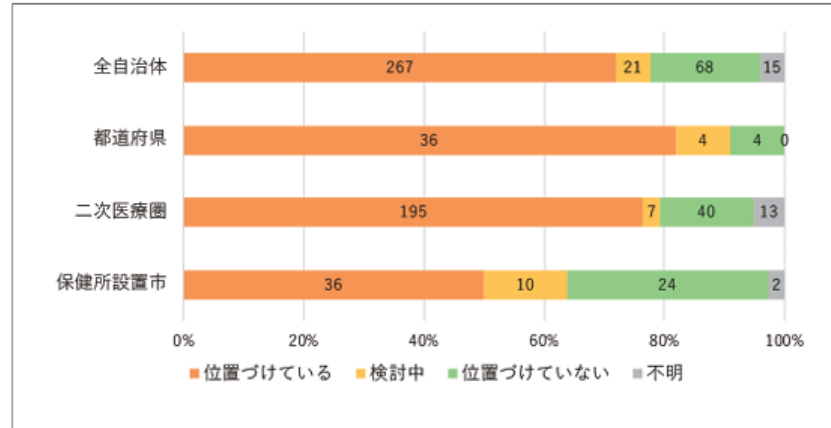


令和5年度厚生労働科学研究費補助金  
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)  
「地域・職域連携推進ガイドラインを活用した  
保健事業の展開に関する評価及び連携強化のための研究」

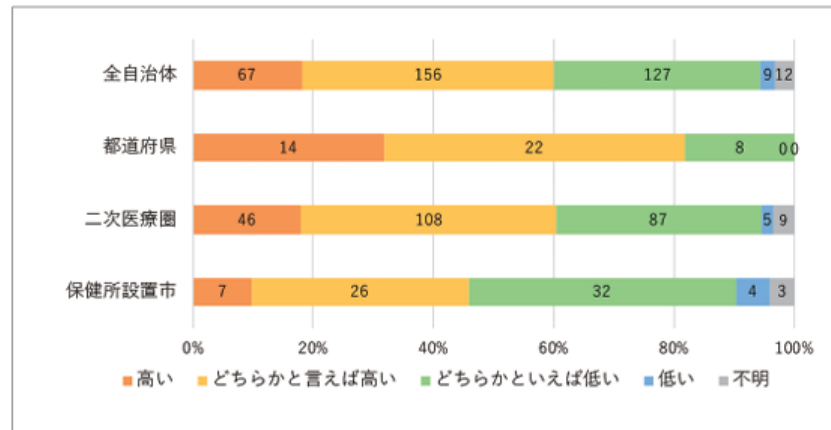
改訂版「地域・職域連携推進事業の新たなる展開」

[https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf\\_kaiteibanaratanarutenkai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf)

# 地域・職域連携推進の 政策への位置づけと業務の優先度



▶図5-2 地域・職域連携推進の政策(施策)への位置づけ<sup>2)</sup>



▶図5-3 所属組織内での業務の優先度<sup>2)</sup>

# 都道府県版 進捗チェックリストの作成

6

都道府県協議会

**【都道府県版 進捗チェックリスト】** ストラクチャー・プロセスに着目し、共同事業実施に向けて進んでいくことを目標としています。協議会がステップアップしていくために必要な要素を検討します。

チェック項目		対応策例	着手時期
<b>1. 協議会の適切な運営</b>			
1.1	地域・職域連携推進の根拠となる政策を確認する。	<input type="checkbox"/>	
	地域・職域連携の担当者が適切に配置されている。	<input type="checkbox"/>	
1.2.1	地域・職域連携の担当責任者が明確である。	<input type="checkbox"/>	
1.2	1.2.2 担当者は厚生労働省のセミナー等に参加、ガイドライン等を読みこんだ。	<input type="checkbox"/>	事業の継続性を考え、複数体制で担当すること。協議会未開催の二次医療圏へのアプローチなども行う。
1.2.3	二次医療圏協議会の支援を行える体制である。	<input type="checkbox"/>	
1.2.4	担当変更時には引き継ぎが行われ、適切に管理・活用されている。	<input type="checkbox"/>	
1.3	協議会の目的が明確に示されている。	<input type="checkbox"/>	
1.4	協議会の年間スケジュールを示している。	<input type="checkbox"/>	
1.5	緊急事態への対応ができています。	<input type="checkbox"/>	健康危機発生時や災害時の対応。オンライン会議ができる。
1.6	協議会の要項、予算が明確である。	<input type="checkbox"/>	事業の範囲、予算化できる範囲などの制約等把握する。
<b>2. 協議会の構成(地域・職域連携以外の名称(例：健康経営等)の会議体の場合にも活用してください)⇒会議名</b>			
2.1	ガイドラインの構成機関を確認し、参加してもらう必要のある機関に声掛けをする。	<input type="checkbox"/>	都道府県協議会は都道府県健康増進計画とも連動して進めること、関係団体の合意形成を図る場であることに留意する。二次医療圏協議会担当者を構成員にする、もしくはワーキンググループとして関与してもらうことが効果的である。
2.2	二次医療圏協議会の意見が反映できる体制とする。	<input type="checkbox"/>	
2.3	テーマに合わせたり、事例集を参考にして、構成メンバーを検討する。	<input type="checkbox"/>	
2.4	データ収集、解釈や方向性について助言する専門家に、相談できる体制を作る。	<input type="checkbox"/>	大学・産業保健の専門家等を想定。
2.5	健康、生活習慣病等に関する他の検討会・協議会とのすり合わせを行い、一体的に取り組む、もしくは部会とする等、実施しやすい方策を検討する。	<input type="checkbox"/>	健康経営、保険者協議会等他部局のもつ委員会の状況も把握するとよい。
<b>3. 協議会の主な議題設定</b>			
3.1	健康増進計画、データヘルス計画などに基づく本事業のねらいを押さえる。	<input type="checkbox"/>	総合計画、スポーツ計画、都市計画等の情報も得ておく。
3.2	過去の報告書、議事録から、地域特性、協議会の成果と課題を確認する。	<input type="checkbox"/>	
3.3	健康日本 21 都道府県計画の評価結果等、根拠となるデータを収集しテーマを選定・準備する。	<input type="checkbox"/>	

改訂版「地域・職域連携推進事業の新たな展開」

[https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf\\_kaiteibanaratanarutenkai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf)

# 二次医療圏版 レベル2からレベル3を目指すためのチェックリスト

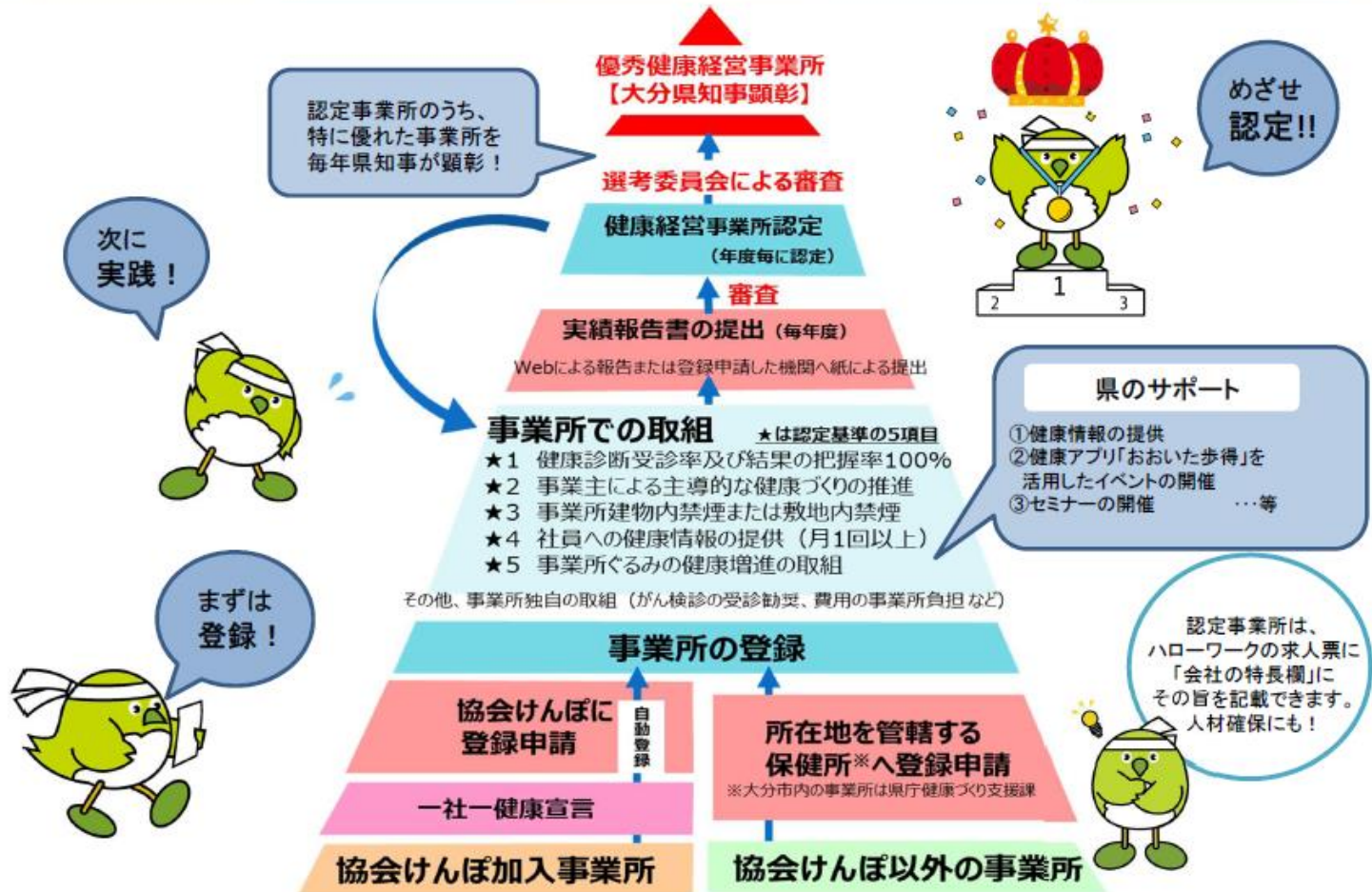
## 【二次医療圏版 レベル2の中で段階を高め、レベル3を目指すためのチェックリスト】

ストラクチャー・プロセスに着目し、共同事業実施に向けて進んでいくことを目標にしています。  
協議会がステップアップしていくために必要な要素を検討します。

チェック項目		対応策例	着手時期
<b>1. 協議会の適切な運営</b>			
1.1	都道府県における地域・職域連携推進の根拠となる政策を確認する。	<input type="checkbox"/> 都道府県の地域・職域連携推進についての理念や方向性を理解するために、根拠となる政策や計画を確認し、同じ意識をもつ。	
	協議会の人的資源を確保している。	<input type="checkbox"/>	
1.2	1.2.1 二次医療圏協議会の事務担当責任者が明確である。	<input type="checkbox"/>	
	1.2.2 各機関の担当者等名簿（部署、氏名、連絡先（メールアドレス等））が作成されている。	<input type="checkbox"/> 協議会参加者、WG参加者の名簿作成、共有する。	
	1.2.3 担当変更時には引き継ぎが行われ、適切に管理・活用されている。	<input type="checkbox"/>	
1.3	協議会の目的が明確に示されている。	<input type="checkbox"/> 要綱のほか、事前説明等で説明する。疑問点をあらかじめ確認しておく。	
1.4	協議会の年間スケジュールが示されている。	<input type="checkbox"/> 大まかな予定でよいので、メンバー間で合意を得ておく。	
1.5	都道府県協議会と連携がとれる体制である。	<input type="checkbox"/> オブザーバー参加、資料や議事録の共有等する。	
1.6	管内市町村と連携が取れる体制である。	<input type="checkbox"/> 市町村担当者をメンバーとして両輪で取り組む体制をつくる。	
1.7	協議会のルール、予算が明記されている。	<input type="checkbox"/> 事業の範囲、予算化できる範囲などの制約は確認しておく。（相手の仕事の肩代わりではなく、共同事業であること）	
	1.7.1 予算を超える事業を企画したいときの対応策を検討している。	<input type="checkbox"/> 他の事業との共同実施、協力、協賛などの方法を検討する。	
1.8	年間の実施状況が適切であったか、評価の仕組みがある。	<input type="checkbox"/> ⇒7を参照	
<b>2. 協議会の構成（地域・職域連携以外の名称（例：健康経営等）の会議体の場合にも活用してください）⇒会議名</b>			
2.1	昨年度の協議会の構成と本書P.23～24（協議会の構成機関に期待される役割）とを比較し、参加してもらう必要のある機関に声掛けをする。	<input type="checkbox"/> 声掛けする前に、相手機関の機能、事業、関心事等を事前に調べ、それぞれが地域と連携したいと思うよう糸口を探しておく。協議会が何かしてくれるのではなく、地域で共通する課題に対して、参加団体の創意工夫により様々な活動に展開できる場づくりであることを説明したい。	
2.2	都道府県協議会の構成機関を確認し、その下部組織等に協力を要請する。	<input type="checkbox"/>	
2.3	事例集や他の二次医療圏の好事例を参考にして、構成を検討する。	<input type="checkbox"/>	
...	想定されるテーマに応じ、専門的かつ実践的見地から助言できる人に参加を求	<input type="checkbox"/>	

# 大分県における健康経営推進1

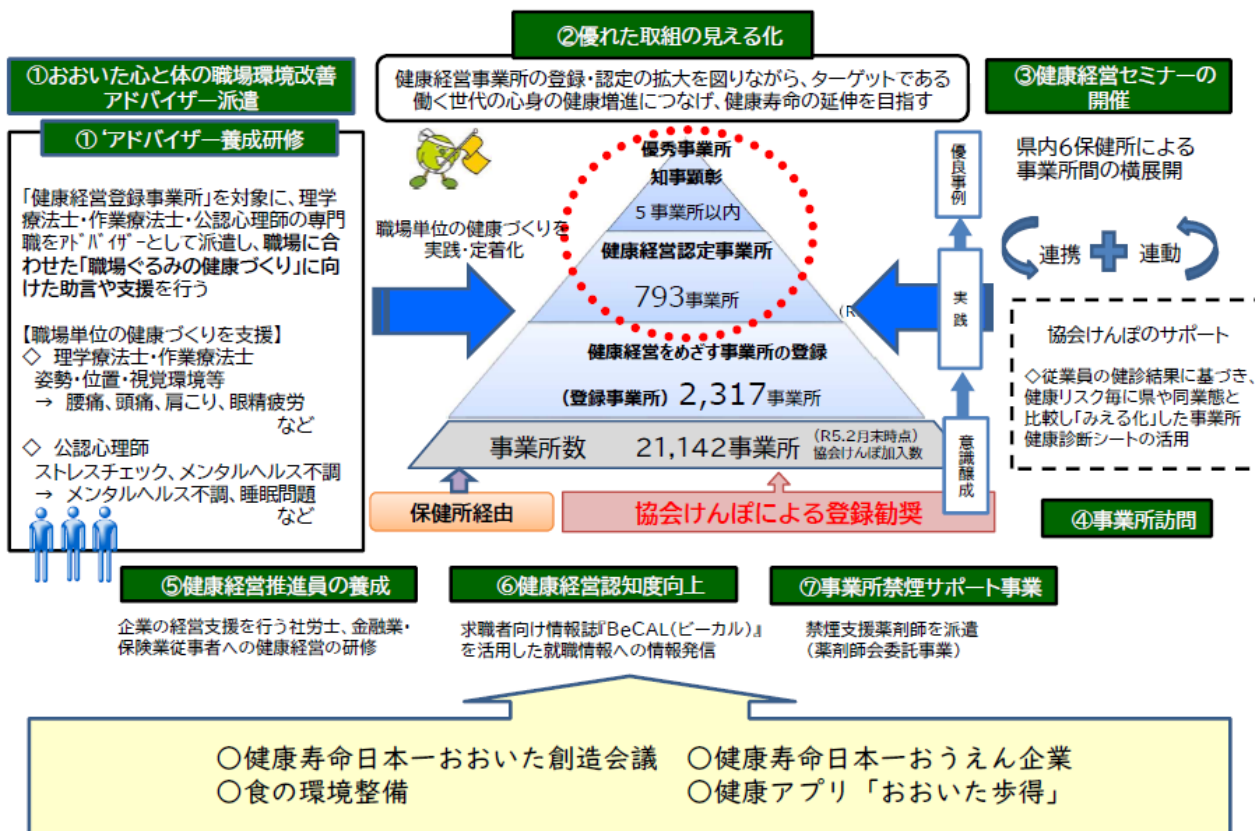
## 県の取組② 「健康経営事業所」登録・認定制度





# 大分県における健康経営推進

## 「健康経営事業所」への働きかけ（本庁と保健所の両輪で推進）



出典: 令和5年度 地域・職域連携推進研究班ワークショップ資料(大分県)

# 静岡県における地域・職域連携体制



## ◆ 静岡県における地域・職域連携体制

県・協議会の役割



出典: 令和5年度 地域・職域連携推進研究班ワークショップ(静岡県)

# 静岡県取り組み

## ～しずおかまるごと健康経営プロジェクト推進計画～ (平成29年4月～)

- 静岡県の人口: 転出>転入、特に若年層において顕著
- 定住人口増加のために、県内の健康経営優良企業を増やして若者が魅力を感じて定住することを目指す。
- 「ふじのくに健康づくり推進事業所」の登録制度化
  - 宣言書の提出(2年ごと)
  - 取り組み年数に応じて(ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールド)登録企業名を県のホームページで公表



# 静岡県の取り組み

## ～しずおかまるごと健康経営プロジェクト推進計画～

- 「ふじのくに健康づくり推進事業所」の登録制度化
- 令和6年2月末日時点での登録 (7,078社)
  - ホワイト事業所(健康宣言1～2年目) 1,156社
  - ブロンズ事業所(健康宣言3～4年目) 1,562社
  - シルバー事業所(健康宣言5～6年目) 3,963社
  - ゴールド事業所(健康宣言 7年目以降) 397社



- 企業に「健康経営」に関心を持ってもらうことからスタート
- 取組を継続し、「健康経営優良法人」申請に繋げる
- 協会けんぽ 静岡支部「健康宣言事業所」ともリンク

# 静岡県の取り組み

～健康づくり知事褒賞(平成24年度～)

- 健康づくりに熱心な県内事業場に知事褒賞を授与
- 授与された事業場のPR
  - 授与式の開催
  - 県のホームページで社名を公表
  - 健康づくりの詳細は、「取組み事例集」として広く配布される



- 他企業への波及効果を期待

当初は大企業が多かったが、近年では  
中小企業や多様な業種の企業も対象に



# これまでのモデル自治体の特徴

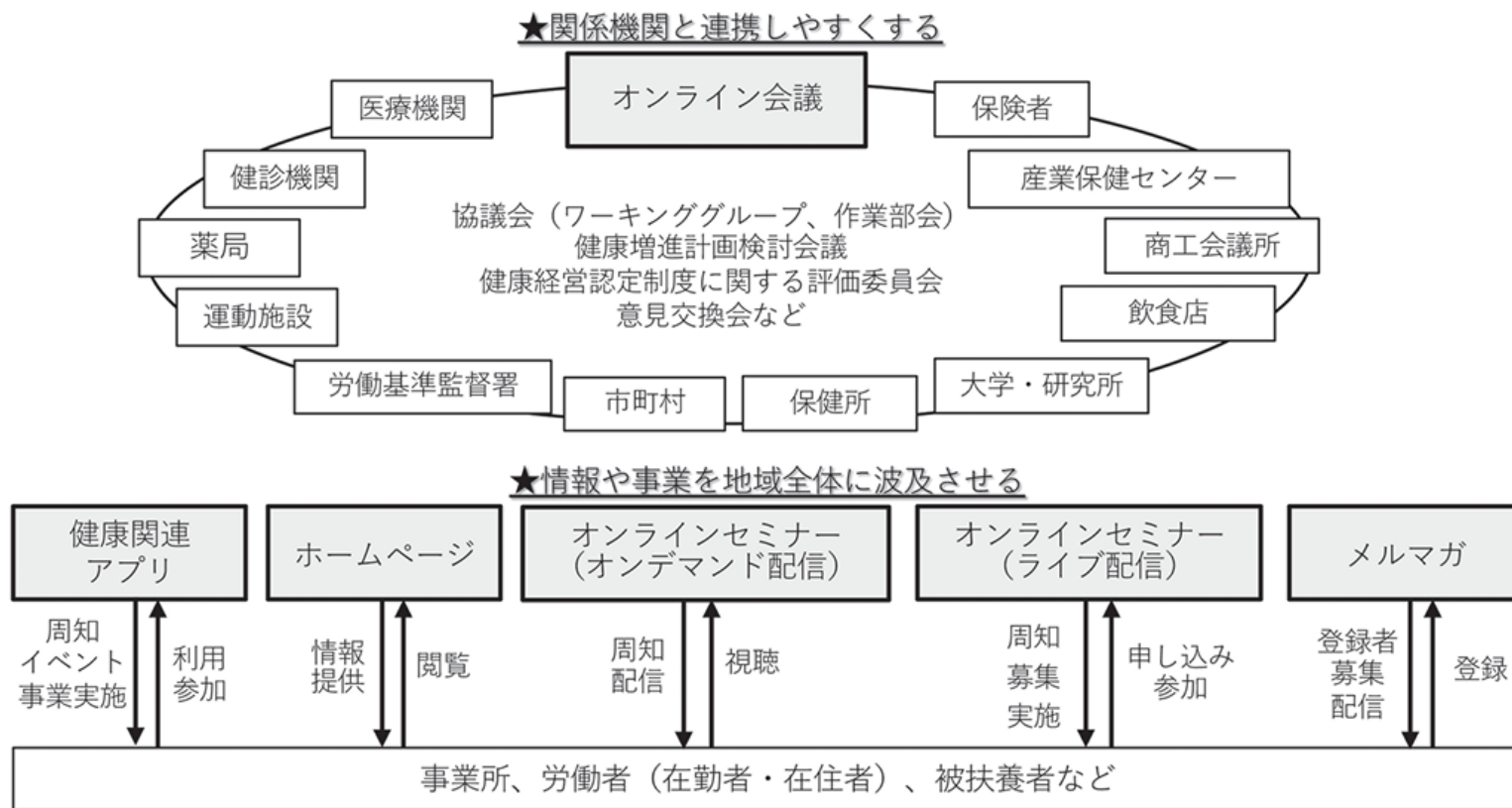
- 地方都市で常勤産業医や常勤保健専門職がいる大企業が少ない
  - ⇒ 県の健康増進計画に「働く世代」が包含することで
  - ⇒ 自治体主導での地域職域連携体制を構築しやすい



在勤者と在住者にギャップがあり、常勤産業保健専門職を持つ大企業も多い首都圏や大都市圏の場合別のモデルが必要と考えられる

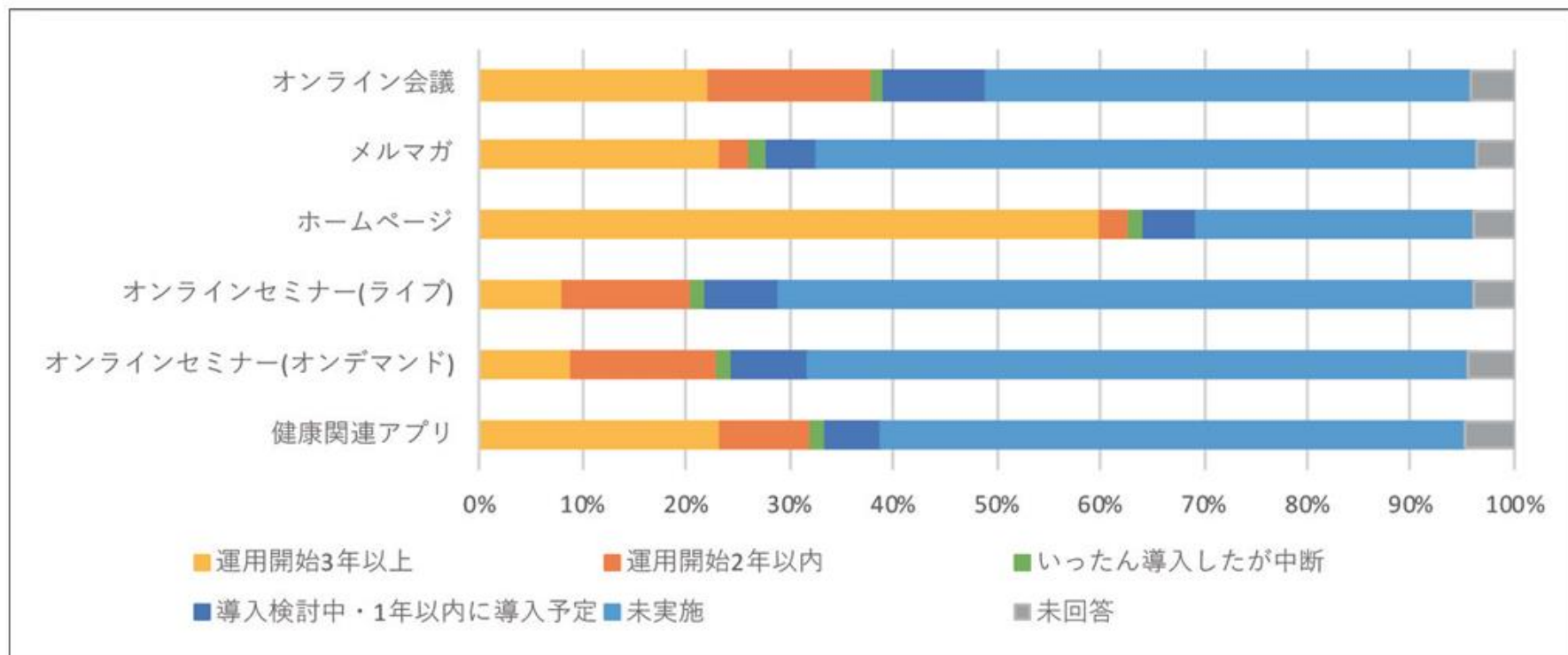
高齢化率が高く、第一次産業率の高い自治体では住民向けの健康増進計画に包含することで対応できる可能性も

# 地域・職域連携事業におけるICT活用例



▶図9-1 地域・職域連携推進事業におけるICT活用例 出典：研究班作成

# 働く世代に対する健康増進事業における ICT 導入状況



▶ 図9-2 働く世代に対する健康増進事業におけるICT導入状況 出典：研究班の調査をもとに作成

# ICT活用のためのチェックリスト作成

## 【共通項目】

		組織内	部署内
1	ICTを活用した事業を行うための情報通信機器が十分にある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	必要時に情報通信機器を利用する／やりくりするための手続きが明確になっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	ビデオ通話・動画配信などに耐えられるインターネット回線量が確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	WiFiやLANにつながる部屋(場所)が十分に確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	DX推進・ICT管理担当部署との連携がある	—	<input type="checkbox"/>
6	ICTに関する知識・技術を習得するための機会がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	部署内にICT推進の担当者がいる	—	<input type="checkbox"/>
8	地域・職域連携事業にICTを活用するための予算がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 【オンライン会議】

1	オンライン会議(またはハイブリッド)で開催することの意義を明確にしている	<input type="checkbox"/>
2	会議を主催する担当者がビデオ通話システムの操作(画面共有、チャット機能、アンケート機能、グループセッションの設定、録画機能など)ができる	<input type="checkbox"/>
3	司会者や参加者がオンライン会議を円滑に進められるようサポート(事前接続テスト・リハーサル・役割分担を明確にする・当日のビデオ会議の技術的サポート)している	<input type="checkbox"/>
4	ハイブリッド開催の場合、オンライン参加者と現地参加者との審議が円滑にできるような会場や音声の設定を行っている	<input type="checkbox"/>
5	オンライン会議(またはハイブリッド会議)で全ての人々が積極的に参加できるような工夫(カメラオンを推奨・指名して発言・手あげ機能の使用など)をしている	<input type="checkbox"/>
6	会議の形態に応じて必要な書類を事前(メール・郵送)または当日に共有できる	<input type="checkbox"/>
7	資料のメール送付や当日の画面共有の際には、セキュリティ確保に十分配慮している	<input type="checkbox"/>
8	オンライン会議の回数、参加者数(率)などにより事業評価している	<input type="checkbox"/>

## 【健康情報のメルマガ配信】

1	地域・職域連携担当者がメルマガを配信するアドレスをもっている	<input type="checkbox"/>
2	メルマガ登録者を増やすための方策(パートナー企業の登録制度、商工会議所との連携、過去の健康教育受講者への配信)がある	<input type="checkbox"/>
3	メルマガの配信内容を企画する体制(委員会等)がある	<input type="checkbox"/>
4	メルマガとホームページを連動させて、働く世代向けの健康情報・イベント情報を周知する工夫をしている	<input type="checkbox"/>
5	メルマガ配信の担当者(または当番)が決まっている	<input type="checkbox"/>
6	メルマガ配信の頻度やタイミングを決めている	<input type="checkbox"/>
7	メルマガの登録者数、配信回数、登録者への調査(満足度・ニーズ調査)により、事業評価している	<input type="checkbox"/>

改訂版「地域・職域連携推進事業の新たなる展開」

[https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf\\_kaiteibanaratanarutenkai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf)

# 職域と連携するための 基本的な知識(自治体担当者向け)

## 2 地域・職域連携推進事業の 理解のために

### 1) 知っておきたい「働く人の健康を守る制度」(労働安全衛生法等)

労働安全衛生法により、労働者の健診等については事業主に義務付けられている。厚生労働省の第一線機関として労働基準監督署が全国321署設置され、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行っている。(安全衛生課)

#### (1)労働安全衛生法

##### 事業主の責務

労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

##### 産業保健活動の3管理(①作業環境管理、②作業管理、③健康管理)

うち③の健康管理の内容として、健康診断・測定、救急処置、疾病予防、疾病管理、健康相談、健康教育、適正配置、保健統計の作成、健康の保持増進(THP)、ストレスチェック等が含まれている。

##### ストレスチェック制度

定期的に労働者のストレス状況の検査を行い、本人にその結果を通知して個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることを主な目的としたもの。労働安全衛生法(第66条の10 心理的な負担の程度を把握するための検査等)に規定されており、労働者数50人以上の事業場は実施が義務である。

##### 治療と仕事の両立支援

事業場において疾病や障害を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応として、業務により疾病が悪化しないよう、必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等として位置づけられる。がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病など、疾患別に留意事項がまとめられている。

##### 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)

企業トップが、企業・事業場の安全と健康に関する基本方針を定め、労働者の協力の下にPDCAサイクルの一連の流れを定め、継続的な安全衛生活動を自主的に推進することによって安全衛生水準の向上をはかり、基本方針で明確にされた目的を達成するための仕組み。

##### 健康の保持増進(THP)

改訂版

健康日本21(第三次)を踏まえて

## 地域・職域連携 推進事業の 新たな展開



令和5年度厚生労働科学研究費補助金  
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)  
「地域・職域連携推進ガイドライン」を活用した  
保健事業の展開に関する評価及び連携強化のための研究」

改訂版「地域・職域連携推進事業の新たな展開」

[https://www.mhlw.go.jp/chiiikishokuikiportal/common/pdf/pdf\\_kaiteibanaratanarutenkai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/chiiikishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf)



# 地域・職域連携推進のための ポータル・サイト

厚生労働省 地域・職域連携のポータルサイト

サイト内検索

検索

地域・職域連携とは

取組事例

地域・職域連携推進  
ガイドライン等

既存データや関連ツール  
と活用方法

関係規定・関係会議等

関連サイト

地域・職域連携とは

取組事例

地域・職域連携推進  
ガイドライン等

地域保健と職域保健の連携で、地域全体の健康づくりへ。

既存データや  
関連ツールと  
活用方法

関係規定・  
関係会議等

関連サイト



# 本日の流れ

- 地域・職域連携とは
- 地域・職域連携推進ガイドライン
- 研究班のこれまでの知見
- 令和6～8年度の地域・職域連携推進研究
- 各自治体における地域・職域連携事業を次のステップに進めるためには

# 地域・職域連携の基盤づくりから 実際に中小企業支援に到達するまで

## 5) 都道府県・二次医療圏・**市町村**における連携のポイント

### (1)それぞれが政策(計画)に位置づけ、戦略的に取り組む

まず、都道府県が地域・職域連携を政策にしっかりと位置づけ、二次医療圏、市町村それぞれが都道府県の政策を受けて、それぞれの政策(計画)に地域・職域連携を位置づける。各自治体における位置づけを明確にすることにより、地域・職域連携業務の根拠を明確にし、優先的に取り組む必要な業務であることを内外に示すことにつながる。

### (2)都道府県が地域・職域連携のストラクチャーをつくる

都道府県は地域・職域連携全体の体系と基盤づくりを担い、都道府県内の地域・職域連携推進の仕組みや構造をつくり、都道府県内の推進的役割を果たす。また、二次医療圏や市町村が使えるツールや資源を提供し、地域・職域連携がより進むよう後押しをする。その際には、二次医療圏や市町村の意見とニーズを吸い上げ、より現状に応じた体制をつくることを目指す。

### (3)それぞれが主体として役割を認識、並列で活動を展開する

都道府県、二次医療圏、市町村それぞれが働き盛り世代の健康づくりの重要性を認識し、それぞれが主体として関わっていくことが重要である。都道府県と二次医療圏、市町村の関係は並列であり、有機的な連携・協働関係を構築していくために、それぞれの役割を明確にする。二次医療圏は地域特性に応じて重点課題を設定し、管内の市町村の現状を見る化、健康課題や活動方針を共有できる場づくりを行う。市町村は生活習慣病対策の主体として、住民の健康寿命の延伸に向けて働き盛り世代に対してアプローチを行う。その際、二次医療圏は市町村のニーズを把握し、都道府県が提供する資源やツールを効果的に活用する等、市町村の活動をバックアップするとともに、都道府県の体制整備に還元できるように、活動の成果や課題などを報告する。

このように、地域・職域連携を戦略的に取り組めるような意識づけ、活動の基盤を都道府県が構築し、関係部署や市町村を巻き込んで進めて行くことで、地域・職域連携推進の機運も高まり、その結果、働き盛り世代の健康の維持増進、健康寿命の延伸につながる事が期待される。

おける現状と課題

改訂版

健康日本21(第三次)を踏まえて

地域・職域連携  
推進事業の  
新たな展開



令和15年度厚生労働科学研究費補助金  
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)  
「地域・職域連携推進ガイドラインを活用した  
保健事業の展開に関する評価及び継続強化のための研究」

31

改訂版「地域・職域連携推進事業の新たな展開」

[https://www.mhlw.go.jp/chikishokuikiportal/common/pdf/pdf\\_kaiteibanaratanarutenkai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/chikishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf)

42

# 都道府県、二次医療圏の役割

- 協議会の設立: 自治体、保険者、労働衛生関連機関、事業場が集うプラットフォームの構築
- 地域の健康課題の明確化と共通の目標設定
- 地域職域連携事業の創出



## 市区町村の役割を明確化する必要性

→ 中小企業にとって最も身近な自治体としての健康支援

## 職域(ヘルスケアに関心のある企業)との協働をする必要性

→ 自治体とともに中小企業への支援

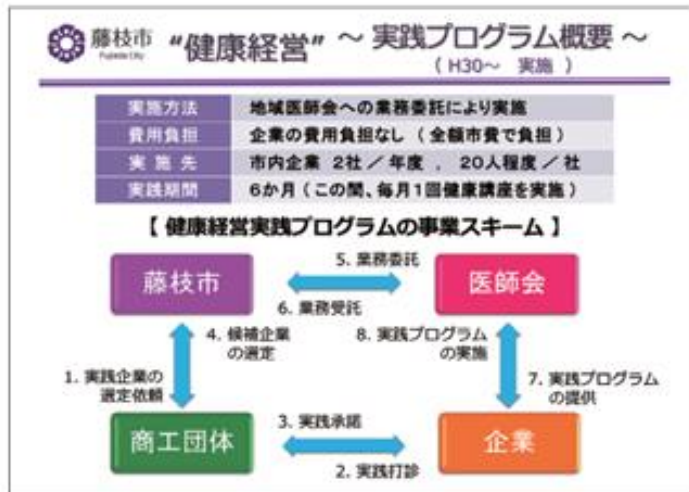
# 市区町村レベルでの地域職域連携

## < 藤枝市と藤枝商工会議所の連携 >

市・藤枝商工会議所・岡部町商工会・協会けんぽで健康経営推進に関する連携協定を結び、働き盛り世代の健康づくりに力を入れている

(静岡県藤枝市)

■健康経営、健康宣言の普及促進 ■健康診断の受診促進 ■生活習慣病の予防及び健康づくり ■医療費適正化に資する取組の推進を協定事項とした。具体的な取り組み事例としては、○健康経営の実践事業所の推進、健康経営個別相談会の開催、健康経営ガイドブック発行による普及促進 ○健康経営事業費補助金の交付 ○健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定申請 ○「ふじのくに健康宣言事業所」事業の普及促進などを行っている。



藤枝市 “健康経営” ～実践プログラム内容～

	分野	主な内容	講師
第1回	運動	◎ 初回測定(体組成測定、体カチスト) グループワーク(目標設定、個人・グループ)	健康運動指導士 医師会 保健師
第2回	運動	講話: 腰痛・肩こり・膝痛の原因とその対処法 実技: ストレッチ方法の紹介	理学療法士
第3回	食事	講話: 健康的な食生活と時間栄養学 健康食の提供: スマートミールの実食	健康経営は3R(栄養)管理栄養士
第4回	運動 睡眠	◎ 中間評価(体組成測定、体カチスト) 講話: “良い睡眠”のととり方	健康運動指導士 医師会 保健師
第5回	歯や口	講話: 口腔ケアから全身の健康へ 実技: ブラッシング指導、ブラークチェッカー	歯科衛生士
第6回	運動	◎ 最終評価(体組成測定、体カチスト) 実技: 運動指導、正しい歩き方	健康運動指導士 医師会 保健師
第7回		◎ 結果説明(実践前後の改善度を評価) グループワーク(今後の健康づくり)	医師会 保健師

1年後にフォローアップ講座を実施  
その翌年もフォローアップ講座を実施し、  
3年一括りの事業で健康的な生活習慣の定着を支援

# 市区町村レベルでの地域職域連携

## < 富士市におけるふじ職域健康リーダー設置推進事業 >

### 2. 地域・職域連携事業の経過

\* 本市の状況 \*

- ・ 壮中年期の生活習慣病対策が課題
- ・ 市内事業所のほとんどが従業員数30人未満

壮中年期の健康課題を  
解決するためには、  
**職域**支援が必要！



平成18年～ **ふじ職域健康リーダー**設置推進事業開始



設置事業所数

**153事業所**

(令和6年8月時点)



「事業所への健康づくり支援の充実」として  
富士市健康増進計画 取組施策に明記

4

# 自治体から中小企業への働きかけを円滑にするコツ

- Win-Winの関係を作る
  - 健康支援に協力してもらうことが企業のメリットになるのか？
  - 企業の決算は四半期ごと(企業の経営状況にスピーディに対応する)
- 潜在的な健康課題より、顕在化している健康課題の解決から関係性を作る
  - 退職者・休職者の健康理由は？
  - 感染症、転倒による骨折、メンタルヘルスによる長期休職や勤怠不良
  - 企業との窓口を一本化する
- 「健康経営」推進をきっかけとする
  - 「健康づくり」にはそれほど熱心でなくても「健康経営優良法人認定」を取得したい経営者は結構いる



# 「職域」とは何か？

- 「地域」vs「職域」
- 職域: 地域行政の関係者が「働く人」に関わる領域を指す総称

– 保険者(国保以外の保険者)

– 労働衛生関連組織(労働局、労働基準監督署、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター)

– 経営者団体(商工会議所、商工会)

– 企業



最終的な支援対象目標

それぞれの役割や企業への関与(権限)は異なることを理解して自治体からの協働の仕方を変えることが重要

# 企業側から見た 地域・職域連携推進事業の活用方法

## ◆ 常勤の産業保健職が不在の中小事業場

- 所在の市町村や県の事業を活用して、継続的な健康づくり活動を導入
- 加盟している保険者の健康づくり事業の活用も有効
- 地域・職域連携協議会のワーキング部会に積極的に参加

## ◆ 常勤の産業保健職がいる一定規模以上の事業場

## ◆ ヘルスケア産業

- 自社のノウハウや資源を自治体の地域・職域連携推進事業に活かす形で、自治体とコラボする
- 自社にない資源は地域から借りて、健康づくりの幅を広げる
- 地域貢献、自治体における自社の存在価値↑

## ◆ 大都市部

- 産業保健サービスを業とする企業や開業保健師は中小企業への健康支援をしたいと考えている

ご清聴  
ありがとうございました

